

議員提出第 1 号議案

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 27 日提出

加東市議会議会運営委員会

委員長 安 田 朗

加東市条例第 号

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例

加東市議会委員会条例(平成 18 年加東市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 8 人

秘書室の所管に関する事項

まちづくり政策部の所管に関する事項

総務財政部の所管に関する事項

市民協働部の所管に関する事項

会計課の所管に関する事項

教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項

教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項

選挙管理委員会の所管に関する事項

監査委員の所管に関する事項

公平委員会の所管に関する事項

固定資産評価審査委員会の所管に関する事項

その他の常任委員会に属さない事項

(2) 産業厚生常任委員会 8 人

健康福祉部の所管に関する事項

産業振興部の所管に関する事項

都市整備部の所管に関する事項

上下水道部の所管に関する事項

病院事業部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

第18条第1項中「委員長の許可を得た者」を「傍聴を希望する者」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合において、委員会はその議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の加東市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条各号に掲げる常任委員会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の加東市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条各号に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

3 前項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項の規定に関わらず、施行日における旧条例第3条第1項により選任された委員としての残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第2条各号に掲げる常任委員会において議会の閉会中に継続して調査を行う事件として付託されている事件は、施行日に、新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

## 議員提出第1号議案 要旨

### 加東市議会委員会条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

加東市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要があること、また、加東市議会基本条例第6条第2項に基づき全会議を原則公開とするため、所要の改正を行う。

#### 2 主な改正内容

- (1) 第2条各号において定められている各常任委員会の所管を変更すること。
- (2) 第18条第1項において、委員会の傍聴を委員長の許可制ではなく原則公開とすることとし、第2項において、前項の規定にかかわらず、別に定める場合において、委員会の議決により傍聴を認めないことができる、と定めたこと。

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p><u>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務文教常任委員会 8人</u>  <u>協働部の所管に関する事項</u></p> <p><u>総務部の所管に関する事項</u></p> <p><u>会計課の所管に関する事項</u>  <u>教育委員会の所管に関する事項</u></p> <p><u>選挙管理委員会の所管に関する事項</u>  <u>公平委員会の所管に関する事項</u>  <u>監査委員の所管に関する事項</u>  <u>固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</u>  <u>その他の常任委員会に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>産業厚生常任委員会 8人</u>  <u>市民生活部の所管に関する事項</u>  <u>福祉部の所管に関する事項</u>  <u>地域創造部の所管に関する事項</u></p>	<p><u>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務文教常任委員会 8人</u>  <u>秘書室の所管に関する事項</u>  <u>まちづくり政策部の所管に関する事項</u>  <u>総務財政部の所管に関する事項</u>  <u>市民協働部の所管に関する事項</u>  <u>会計課の所管に関する事項</u>  <u>教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項</u>  <u>教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項</u>  <u>選挙管理委員会の所管に関する事項</u>  <u>監査委員の所管に関する事項</u>  <u>公平委員会の所管に関する事項</u>  <u>固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</u>  <u>その他の常任委員会に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>産業厚生常任委員会 8人</u>  <u>健康福祉部の所管に関する事項</u>  <u>産業振興部の所管に関する事項</u></p>

まち・農整備部の所管に関する事項

上下水道部の所管に関する事項

病院事業部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

都市整備部の所管に関する事項

上下水道部の所管に関する事項

病院事業部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合において、委員会は  
その議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。